

○男鹿地区消防一部事務組合防火対象物の消防 用設備等の状況の公表に関する要綱

平成30年12月26日
要綱第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、男鹿地区消防一部事務組合火災予防条例（昭和48年条例第16号）第47条の2の規定による公表（以下「公表」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公表該当違反 男鹿地区消防一部事務組合査察規程（平成7年3月20日規程第1号。以下「査察規程」という。）第18条の規程により通知する不備欠陥事項のうち、男鹿地区消防一部事務組合火災予防条例施行規則（昭和53年規則第8号。以下「規則」という。）第5条第2項に規定する違反に該当するものをいう。
- (2) 公表予定日 査察規程第18条に規定する立入検査結果通知書（以下「通知書」という。）を交付した日から起算して14日を経過した日をいう。

(公表該当違反の取扱い)

第3条 規則第5条第2項に規定する「設置されていないこと」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）の規定により屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備（以下「屋内消火栓設備等」という。）の設置が義務付けられている部分において、当該部分の全体に屋内消火栓設備等が一切設置されていないこと（屋内消火栓設備等に代えて用いることができる消防法施行令第29条の4に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等が設置されていない場合を含む。）とする。

(公表の手續等)

第4条 査察規程第2条第1項第2号に規定する査察員（以下「査察員」という。）は、査察規程第2条第1項第1号に規定する立入検査（以下「立入検査」という。）において、公表該当違反が認められた場合は、当該公表該当違反がある防火対象物の関係者（以下「関係者」という。）に対して、口頭

- により当該公表違反の改善指導及び公表についての説明を行うものとする。
- 2 査察員は、立入検査において公表該当違反があると認めるときは、公表該当違反調査書（様式第1号）により消防署長に報告するものとする。
 - 3 消防署長は、前項の規定による報告を受けたときは、公表該当違反報告書（様式第2号）に通知書の写しを添付し、消防長に報告するものとする。
 - 4 消防長は、前項の規定による報告を受けたときは、公表予定日の7日前までに、関係者に対し、公表通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。
 - 5 前項の公表通知書は、原則として関係者に直接交付し、受領書（様式第4号）に署名押印を求めるものとする。
 - 6 前項の規定にかかわらず、関係者が公表通知書の受領を拒否した場合その他やむを得ない理由により直接交付することができない場合は、配達証明郵便又は内容証明郵便の取扱い等により郵送するものとする。

（公表の実施）

- 第5条** 消防署長は、公表予定日以後において、前条第1条の規定による立入検査の結果と同一の公表該当違反が認められるか否かを確認し、消防長に口頭により報告するものとする。
- 2 消防長は、前項の規定による報告を受けたときは、規則第6条第2項に規定する事項を公表するものとする。

（公表の方法）

- 第6条** 規則第6条第1項に規定する男鹿地区消防一部事務組合のホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載は、違反対象物一覧表（様式第5号）により行うものとする。

（公表該当違反の情報の管理）

- 第7条** 消防長及び消防署長は、公表該当違反の情報を公表該当違反対象物一覧表（様式第6号）に記録し、適正に管理するものとする。

（是正の確認）

- 第8条** 消防署長は、関係者から規則第6条第2項に規定する事項を公表されている防火対象物（以下「公表対象物」という。）の公表該当違反を是正した旨の連絡を受けたときは、速やかに当該是正の状況を確認するものとする。ただし、男鹿地区消防本部予防課（以下「予防課」という。）により公表対象物に関する消防法（昭和23年法律第186号）の規定による屋内消火栓設備等に係る設置等の検査（以下「消防検査」という。）が行われ、是正が確認された場合はこの限りでない。

(情報の削除)

第9条 消防署長は、前条の規定により公表対象物の公表該当違反が是正されたことを確認したときは、公表該当違反是正報告書(様式第7号)により速やかに消防長に報告するものとする。

2 消防長は、前項の規定による報告を受けたとき、又は予防課による消防検査で是正が確認されたときは、公表した事項をホームページから削除するものとする。ただし、公表該当違反が複数ある場合であって、いずれかの公表該当違反が是正されたときは、当該是正された公表該当違反に関して公表した事項についてホームページから削除するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

消防署長

所属

階級・氏名

公表該当違反調査書

台帳番号	項 No.	管轄（本署・分署）			
防火対象物の 名称・所在地	名称	(フリガナ)			
	部分該当の 場合はその 部分の名称	(フリガナ)			
所在地					
防火対象物の 状況	用途	構造	階層	規模	
	項	造		延べ面積	m ²
				建築面積	m ²
公表該当違反 に関する事項	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備				
公表該当違反 に関する状況					
立入検査実施日	年 月 日				
備考					

注 該当する□内に✓をつけること。

年 月 日

消防長 様

消防署長

公表該当違反報告書

台 帳 番 号	項 No.	管 轄（本署・分署）			
防 火 対 象 物 の 名 称 ・ 所 在 地	名 称	(フリガナ)			
		部分該当の 場合はその 部分の名称	(フリガナ)		
	所在地				
防 火 対 象 物 の 状 況	用 途	構 造	階 層	規 模	
	項	造		延べ面積	m ²
				建築面積	m ²
公 表 該 当 違 反 に 関 する 事 項	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備				
公 表 該 当 違 反 に 関 する 状 況					
立 入 検 査	立入検査実施日			立入検査結果通知書交付日	
	年 月 日			年 月 日	
公 表	公表通知書交付予定日			公表予定日	
	年 月 日			年 月 日	
備 考					

注 該当する□内に✓をつけること。

男消組第 号
年 月 日

様

男鹿地区消防一部事務組合
消防長

公表通知書

あなたが する防火対象物に関し、 年 月 日に立入検査結果通知書により通知した違反（男鹿地区消防一部事務組合火災予防条例施行規則第5条第2項）のうち、男鹿地区消防一部事務組合火災予防条例第47条の2第1項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 公表する事項

防火対象物	名 称	
	所在地	
違反の内容		

2 公表の方法

男鹿地区消防一部事務組合のホームページへの掲載

3 公表予定日

年 月 日

4 備考

1の違反の内容を是正した場合は、問合せ先へ連絡してください。公表予定日前に違反の是正を確認したときは、当該違反の内容については公表しません。既に公表している場合は、当該違反の内容に関する情報を男鹿地区消防一部事務組合のホームページから削除します。

問合せ先 男鹿地区消防本部予防課
担当者

TEL 0185-23-3146

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

男鹿地区消防一部事務組合
消防長

住所 _____

氏名 _____ ⑩

受 領 書

年 月 日付け 第 _____ 号の公表通知書は、確かに受領しました。

様式第5号 (第6条関係)

違反対象物一覧表

防火対象物		違反の内容			公表日	管轄署
名称	所在地	違反指摘事項	法令根拠等の条項	違反の位置等		

年 月 日

消防長 様

消防署長

公表該当違反是正報告書

台 帳 番 号	項 No.	管 轄（本署・分署）			
防火対象物の 名称・所在地	名 称	(フリガナ)			
		部分該当の 場合はその 部分の名称	(フリガナ)		
	所在地				
防火対象物の 状 況	用 途	構 造	階 層	規 模	
	項	造		延べ面積	m ²
				建築面積	m ²
公表該当違反 に関する事項	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備				
公 表 日	年 月 日				
公表該当違反 是正確認日	年 月 日				
是 正 方 法					
備 考					

注 該当する□内に✓をつけること。